

富士見市地域自立支援協議会 平成29年第2回 会議録	
開催日時	平成29年10月19日(木) 午後1時30分から午後4時50分
開催場所	富士見市役所 全員協議会室
出席委員	小菅 賢一 大澤 秋良 小川 賢司 杉崎 文子 藤山 久代 星野 好孝 細野 浩一 三川 登喜子 山路 俊介 横山 創
事務局	障がい福祉課長 朝倉 朋栄 副課長 水口 優花 主査 石黒 雅彦 主査 三浦 崇 主任 谷沢 典子 主任 谷田 幸子
欠席委員	金子 典江 川端 正則 木内 一夫 中村 竜志 西方 浩一 山道 廣子
会議概要	<p>1. 開会</p> <p>2. 挨拶</p> <p>・障がい福祉課長</p> <p>10月から富士見市障がい者相談支援センターを開所した。基幹型相談支援センターとして、地域の実情に応じた活動をすすめるため、よろしくお願ひしたい。</p> <p>3. 協議事項</p> <p>(1) 第4期富士見市障がい者支援計画(素案)について</p> <p>■計画素案の目次の構成～第1・2章について、事務局より資料にそって説明</p> <p>委員：特別支援学校や特別支援学級に関する統計の記載がない。卒業生の数に応じてニーズを把握することになる。特別支援学級の整備も進んでおり、そこへのフォローも求められているので、在籍者数の推移があるとよい。</p> <p>事務局：特別支援学校と特別支援学級の全体の人数は出るが、個人情報の保護を踏まえると公表しづらい現状がある。</p> <p>会長：手帳を持っていないグレーゾーンの人もいるので、全てを把握できるわけではない。計画の掲載とは別に、協議会として数の把握をしておきたい。</p> <p>事務局：特別支援学校へは入学の条件があり、通信教育を利用している人も一定数いると把握している。各学校の事情を踏まえ、数の把握に努める。</p> <p>委員：個人情報保護の関係があるため、行政全体で協議が必要と思う。</p> <p>事務局：補足すると、特別支援学級は普通学級に籍がない子どもを指す。それとは別に、普通学級に籍を置きながら別のカリキュラムを利用する通級指導教室などもある。</p> <p>会長：アンケート調査については、割合が高い部分に注目しがちであるが、少ない部分も見なければならぬ。13 ページ下の医療的ケアについて、10%以下の項目がほとんどであるが、非常に重要な数値である。「学校から付き添いを求められている」「就学が困難である」などは1～2%であるが、実数で考えると、学校にいけない人が市内で10人程度いるかもしれない。</p> <p>委員：26 ページ以降にヒアリングの内容が掲載されているが、医療的ケアの必要性も加えてほしい。</p> <p>委員：29 ページの重度障がい者への対応に関する記載で医療的ケアについても加えてほしい。</p>

	<p>事務局：13 ページのアンケートでは、当初回答者全体の母数の 1,700 件に対する割合で算出していたため、それぞれの回答割合はほとんどが 1%未満であった。そのため、医療的ケアを現在受けている人に限定して再度集計をしたが、それでも数字としては 10%未満になっている。また、医療的ケアについては、28 ページに意見として掲載している。</p> <p>会 長：その他、情報の入手先や相談先で困っている人が多いと感じた。</p> <p>委 員：前回の計画では、将来の生活の意向を伺う設問が掲載していたが、今回は掲載しないのか。</p> <p>事務局：今回のアンケートでも伺っており、今のご意見を踏まえて追加を検討する。実際の結果として、自宅で暮らしたいと答えた割合が約 5 割で、前回と同じ傾向になっている。ただ、障がい別では知的障がい者ではグループホームや入所施設を希望する割合が高く、精神障がい者では自宅を希望する割合が高くなっている。</p> <p>委 員：アンケートの結果は全て記載しないのか。</p> <p>事務局：前回計画と比較できる内容、また読みやすさの観点から抜粋している。計画の完成時にアンケート調査報告書全体を公表する。</p> <p>委 員：せっかく回答いただいたので、しっかり公表してほしい。</p> <p>委 員：障がいの範囲が難病にまで広がっているので、アンケートでのニーズも掲載した方がよい。</p> <p>事務局：アンケートでは、難病の種類とあったらよい支援を伺っているので、結果の掲載を検討する。</p> <p>委 員：差別の経験について、「経験がない」と答えた割合が高くなっているが、実際に差別がある場面が見受けられる。この数字だけでは富士見市は差別がないまちだという印象がある。</p> <p>委 員：少ない数字の部分の取り扱いを考えてほしい。</p> <p>委 員：障がい当事者の行動の範囲が限られており、差別を感じる機会自体が少ないこともある。</p> <p>委 員：発達障がいの状況や人数は把握できるか。</p> <p>事務局：若い年代は手帳を持っていないことがあるので、実数が掴みづらい現状はある。県でも研修等を進めており、今後理解がより深まっていく。当市もその研修を受けている。また、学級の人数やサービス利用者から把握できる人数はある。放課後デイサービスでも 170 人程度給付があり、20 人程度は手帳を持っていない。親が子の障がいを受け止めてもらえることが課題である。</p> <p>委 員：アンケートでは発達障がいも対象としているか。</p> <p>事務局：把握が難しく発達障がいに絞って実施していない。</p> <p>委 員：支援をするには、ニーズを把握することが重要である。</p> <p>事務局：親同志も横のつながりが薄い傾向がある。</p> <p>委 員：親は「障がい」という言葉に抵抗があるとき、「様子がちょっと違う」といった場合にどのような形容をするのか。</p>
--	---

	<p>委員：そもそも他の人に言わないことが多いのではないか。</p> <p>委員：発達障がい概念が出てきたときに「特別支援学級」の「支援」という言葉に希望を抱く人が多かった。</p> <p>委員：今は、普通学級か特別支援学級に入るかは親の意向に沿って決めることができる。コーディネーターも配置されているが、適切な支援や状況の把握が不十分な部分もあるので課題だと思う。</p> <p>会長：「4 取り組むべき主な課題」についていかがか。</p> <p>委員：(2) 相談・情報・権利擁護の充実について、虐待防止に関する協議体を市町村で設置していくことになると思うが、自立支援協議会との関連はいかがか。</p> <p>事務局：追って説明させていただく。</p> <p>会長：(3) 保健・医療サービスの充実についてはいかがか。</p> <p>委員：医療的ケアについて、ニーズの把握と支援の展開の必要性が生じてくる。</p> <p>会長：(4) 福祉サービスの充実についてはいかがか。社会資源の不足や日中活動のニーズがヒアリングの結果としてあるなかで、住まい、日中生活の場の不足が切迫していることが分かるような表記がほしい。</p> <p>委員：重度障がいへの対応の必要性も生じてくる。市外の事業所の利用は現実的ではないので、市内のサービスを充実してほしい。</p> <p>会長：(5) 障がい児支援の充実についてはいかがか。一人ひとりにあった支援やサービスの提供などセルフプランや計画相談の不足についてはどうか。</p> <p>委員：方向性の部分に掲載していくのがよいのではないか。</p> <p>会長：(6) 社会参加の充実についてはいかがか。</p> <p>委員：福祉的就労の場の拡大のニーズは出ているが、就労支援センターなどと連携して、就労先を開拓しつつマッチングを行っているので、表現として具体的にできればよいと感じる。</p> <p>■計画素案の第3章について、事務局より資料にそって説明</p> <p>会長：基本理念を変えた方がいいかを検討いただきたい。</p> <p>事務局：前は「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「ソーシャルインクルージョン」「ユニバーサルデザイン」の理念に基づいて共生社会を実現していくことを文章で説明していた。今回はキャッチフレーズ的に打ち出すかどうかを検討いただきたい。</p> <p>委員：今のものは固く感じる。</p> <p>事務局：基本理念は、計画書の表紙などにも掲載できる。</p> <p>委員：文章の表現はなくなるのか。</p> <p>事務局：理念のキャッチフレーズを大きく打ち出すのであれば、それに至った経緯や考え方を少し文章で説明する。</p> <p>委員：「障がいのある人もない人も ともに学びともに暮らすまち ふじみ」はいかがか。「ともに暮らす」ことが特に重要である。</p> <p>■計画素案の第4章について、事務局より資料にそって説明</p> <p>委員：施策 no.2 について、富士見市手話言語条例の目的の文言と合わせて「理解の</p>
--	--

	<p>推進」「手話の普及」「手話を使いやすい環境の整備」について触れた方がよい。</p> <p>委員：施策 no. 21 について、東部の地域は指定相談事業所がないこともあり、「医療機関・保健所等」に基幹相談支援センターも加えてほしい。</p> <p>委員：施策 no. 45 について、「インクルーシブ教育の推進」と「通級指導教室・特別支援学級・富士見特別支援学校の専門性を活かし」という表現に矛盾を感じる。インクルーシブ教育の考え方はすべての子どもが教育を受けられる、障がいのある子どもが排除されず適切な支援を受けられる、地域で暮らしていけることだと思うが、通級指導教室・特別支援学級・富士見特別支援学校を分けているように感じる。</p> <p>委員：国や教育委員会のインクルーシブ教育の考え方もあるので、すり合わせが難しい部分もあるかと思う。</p> <p>事務局：学校教育法の改正時に特別支援学級の開設の制限が緩和されている。多くの学校で特別支援学級を開くことができるという意味では、インクルーシブ教育となっている。</p> <p>委員：通常学級に障がい者が入ることも認められており、その人にあった教育をできるようにすることがインクルーシブ教育の課題としてあるのではないか。聾学校などでは、生活スキルの向上のために、交流の制約はあるものの、合理的配慮のもとで分けた仕組みがある。簡単には変わらないが、通常学級の在り方に課題提起すれば、通常学級で学べる子どもは増えるし、学習の機会が広がるのではないか。</p> <p>委員：施策 no. 56 について、施策・事業名が「就労相談の充実」となっているが、行っている内容としては、企業と応募者の面接が主になるので、相談は行っていない。施策・事業名は「雇用の創出」「働く場の充実」などの方がよいのではと感じる。</p> <p>事務局：訂正として、no. 71 の「新規」の表記を外し、no. 80 の施策・事業名を「見守り活動の推進」にする。</p> <p>■計画素案の第 5・6 章について、事務局より資料にそって説明</p> <p>会長：各サービスとも基本的には増加で見込んでいる。他自治体では、見込み量を超えるとサービスの調整が入ると聞いたことがあるので、そういったことが無いようにしてほしい。</p> <p>委員：グループホームについて、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて 13 人増やすことができたなかで、ニーズがあることがアンケートやヒアリングからうかがえた。今後、検討していかなければならない。</p> <p>会長：増やすことの難しさがあり、現実的な数字ではある。</p> <p>委員：重点的に進めていくことを示すことができればよいと思う。</p> <p>会長：医療的ケアのコーディネーターは国の方で入れるようにいわれているのか。</p> <p>事務局：そのとおりである。</p>
--	---

4. その他

事務局：今後庁内の会議を経てパブリックコメントにかけていく。大きな方向性は変わらないが、文言等の調整が入ることをご了承いただきたい。また、委員の任期の期限が平成 29 年 11 月 6 日までなので、現委員での会議の開催が本日で最期になる。次回は新しい委員で開催するため、改めて委員の推薦依頼を通知する。また、自立支援協議会の位置づけが要綱設置によるものであるが、条例設置による委員会を予定している。